

神戸芸術工科大学紀要「芸術工学」投稿要領

制定 2005年2月8日
最近改正 2020年4月1日

- 1 (投稿資格)
 - ① 神戸芸術工科大学紀要「芸術工学」(以下「紀要」という。)に代表執筆者として投稿できる者は、原則として紀要の編集・発行事務を担当している情報図書館委員会(以下「委員会」という。)が投稿原稿を受理した日に以下の身分の者とする。
 1. 本学専任教員または研究員
 2. 本学非常勤講師
 3. 昨年度に本学を退職した専任教員または研究員
 4. 共同研究については研究代表者
 - ② 共同執筆者として投稿できる者は、研究領域が本学と密接な関係にある者とする。
- 2 (投稿原稿の内容)
 - ① 投稿原稿は印刷物またはインターネットで未発表のものに限る。作品については、個展、公募展に出品した作品も認める。
 - ② 投稿原稿のカテゴリは論文、作品、報告とし、各カテゴリの条件に即した内容とする。(「原稿の種別と掲載基準」参照)
 - ③ 原稿の執筆にあたっては原則として「原稿作成の手引き」に従う。
 - ④ 共同研究課題を論文または作品、報告として別途投稿することを可とする。ただし当該投稿をもって研究機構への報告を兼ねることはできない。
 - ⑤ 芸術工学に関連性をもつ、あるいは本学での教育・研究の実践に基づく考察が十分に含まれるものに限る。
- 3 (投稿手続き)
 - ① 投稿希望者は、エントリーフォームに記入の上、定められた提出締切日までに委員会に提出する。その後、投稿フォームに記入の上、作成データ及びPDFに変換した原稿を提出締切日までに委員会に提出する。
 - ② 各提出締切日は、委員会が募集時に公示する。
 - ③ 投稿原稿は完全原稿を厳守する。受理後の原稿訂正は認めない。但し、委員会が認めた場合はこの限りではない。
 - ④ 前項①～⑤の内容に適合しないと委員会が判断した場合、投稿を受理しないことがある。
- 4 (投稿原稿の審査)
 - ① 査読は、論文、作品、報告に対して行なう。
 - ② 査読者は、投稿原稿が「原稿の種別と掲載基準」「原稿作成の手引き」に準拠しているか否かについて審査する。
 - ③ 査読者は委員会が指名する者とする。
 - ④ 委員会は、査読結果に基づき、投稿者に原稿の修正、補筆を求めることができる。
 - ⑤ 投稿原稿の採否及び掲載の順序は委員会が決定する。
- 5 (投稿原稿の校正)
 - ① 校正は投稿者の責任において行う。
 - ② 校正による内容の変更は認めない。
- 6 (著作権)

紀要に投稿する作品、論文、報告等の著作権は神戸芸術工科大学に帰属する。ここでいう著作権には、電子メディア化する権利、複製権、上映権、公衆送信権、口述権、頒布権、翻訳権、翻案権、二次的著作物の利用権を含む。
- 7 (執筆者の権利)
 - ① 投稿者は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の提供を受ける者から料金を受けない場合には、自著の掲載論文を委員会の許諾なしに、複製し、印刷媒体・電子媒体等を通じて配布・公開することができる。但し、紀要の号数、発行年等の出典及び著作権者である神戸芸術工科大学の名称を明記しなければならない。
 - ② 投稿者は、自著の掲載論文の全部又は一部をそのままの形で、又は一部を改変して他の著作物に転載する事ができる。但し、事前に文書で委員会に届け出るとともに、出典及び著作権者名を明記しなければならない。また、必要な場合には著作者の所属機関のしかるべき権限を有する者の同意を得なければならない。
 - ③ 紀要への掲載により掲載原稿の著作権を神戸芸術工科大学に帰属させた後も、下記の権利は執筆者が保有するものとする。
 1. 著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)
 2. 執筆者が自分の業績をまとめる際にその一部分として使用する権利

附則

この要領は、2005年2月8日から施行する。

附則

この要領は、2006年2月21日から施行する。

附則

この要領は、2009年6月17日から施行する。

附則

この要領は、2010年5月26日から施行する。

附則

この要領は、2011年4月20日から施行する。

附則

この要領は、2012年1月25日から施行する。

附則

この要領は、2015年4月22日から施行する。

附則

この要領は、2018年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2019年4月17日から施行する。

附則

この要領は、2020年4月1日から施行する。